

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2021.11

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ 立入強化期間中 適正な見積書のポイント！

国土交通省及び都道府県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）では、令和3年10月1日から12月28日までの期間を「建設業取引適正化推進期間」として、「建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動」「講習会等」「立入検査及び報告徴取」が集中的に行われています。

～立入検査の重点事項～

立入検査の重点事項は「技能労働者への適切な水準の賃金支払い」「著しく短い工期の禁止」「下請代金の支払手段」「偽装一人親方対策」「建設業を支える担い手の確保・育成」となっていますが、今回は、適正な見積書の作成についてポイントを絞ってご紹介します。

技能労働者への適切な水準の賃金支払い → 適正な見積書の作成

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく担い手の確保・育成を困難にするものとして、適正な請負代金での契約締結がなされるよう検査されます。そのため前提となる適正な見積書を作成することが求められています。

適正な見積書作成のポイント

① 工事費の内訳を明らかに

工事費の内訳を明らかにすることで、適正な請負価格の設定ができ、「注文者の保護」に繋がります。さらには、元請業者から下請業者へ発注を行う際にも適正な価格の設定ができるようになり、「下請業者の保護」にも繋がります。

② 交付は請負契約が成立するまでに

交付する見積書は、工事費の内訳を明らかにした「書面」で行います。

③ 元請業者は下請業者に見積りを依頼する際、一定の期間を設定

期間は工事の予定価格により異なります。

500万円未満	中1日以上(2日後以降)
500万円～5,000万円未満	中10日以上
5000万円以上	中15日以上



たまに『言われてた金額と違う契約書がきたんですよ～、これじゃあ士気が下がっちゃうよ』とこぼしに来る方がみえます。やはり大事な下請けさんには互いに合意の上で契約を締結し、素晴らしい技術を發揮してもらいたいものですね♪そして下請の皆様も“選ばれる事業者”で有り続けるためにどうぞご安全に、今日も素晴らしい技術の發揮をお願い致します(*∇*)

普段からの管理に加え
月一回の定期書類チェック
御社は何日ですか！

★運送業★ 監査強化月間終了！！でも・・・

先月は監査強化月間でした。愛知運輸支局監査課では、緊急事態宣言が解除され今まで行けなかった事業者にも毎日のように監査に行っていました。

強化月間でなくても、大きな事故を起こすと必ず監査が実施されます。
重大事故を起こした協力会社さん！必ず監査が来ることを教えてください。
監査は、通常の定期監査と異なり、指導ではなく行政処分がセットです。
できていなければ車両の使用停止、営業停止が待っています！

今すぐチェック！！漏れていたらやりましょう！

- 運転者台帳や車両台帳の整備
- 適性診断（初任診断、適齢診断、特定診断）
- 運行管理者一般講習、整備管理者選任後研修（受講できていなければ、すぐにチェンジ！！）
- 健康診断の受診（夜間勤務のある方は年2回）
- 点呼記録・日報の確認
- 乗務員に対する指導教育
- 点検整備記録簿 事前にできることはたくさんあります。

健康診断未受診2名で20日、
3名なら40日
運管 法定研修未受講で車両使用停止
10日ですよ。もちろん整備管理者も！



こんなことくらい出来てるよ！とドヤ顔のアナタ！！

牟田事務所が内部監査に伺います。処分はしませんが手厳しいですよ（`ェ´）

そして、いざ、もしものときは牟田事務所までご連絡ください。どうぞ、ご安全に。

整備管理者選任後研修のお知らせ

選任後研修受けて安心
今日も車の健康診断お願いします！

毎年、年末年度末が近づくと皆さん慌てて申し込む整備管理者選任後研修。
2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）に選任後研修を受けた方は
今年度中に受講が必要です。運輸支局からの通知ありませんので今すぐ
チェック！定員になる前に予約をしましょう！！

今年度の実施日

実施日	研修時間	研修会場
令和3年12月14日(火)	13:00～16:00	名古屋市公会堂
令和3年12月22日(水)		中川文化小劇場
令和4年1月20日(木)		豊田市民文化会館
令和4年3月1日(火)		豊田市民文化会館



ドライバーさんの安全を確保するためには点検整備が不可欠です。
整備管理者が定期的に講習を受けて最新の知識を身につけましょう。

★産廃業★

■ 役員「等」 ～廃掃法と会社法 取扱いの違い～

廃棄物を運んだり燃やしたりするのに必要となる廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の許可申請では、自社の役員等のリストを住民票および成年後見証明と合わせて提出する必要があります。これは「欠格要件」の確認に必要となるからです。産業廃棄物処理業に限らず建設業や宅建業等でも、許認可ごとに「申請者及びその関係者が、現在又は過去において、欠格要件に該当した場合は許可しない」と規定されており、欠格要件に該当した場合許可は下りません。許可後に欠格要件に該当したら許可を取り消されます。

この欠格要件の対象となるのが、廃掃法上の「役員等」、以下のように範囲が広いです。

○欠格要件の対象

- 《法人の場合》 ・法人自体 ・役員（役員の他に監査役、相談役、顧問も含む）
・持ち株比率 5%以上の株主 ・政令使用人
- 《個人事業主の場合》 ・個人事業主本人 ・政令使用人

役員のひとつに「会計参与」というものがあります。

取締役等と共同して計算書類等を作成する役割で、2006年に会社法に新設されたものです。

この会計参与、会社法上では役員として扱われますが、廃掃法では行政によって取り扱いがまちまちなんです…。

○廃掃法および会社法上での「会計参与」の取扱いの違い

【会社法】：会社法上は「役員」

【廃掃法】：廃棄物処理法上は「役員」として扱わない（＝欠格要件の対象外）

※欠格要件の対象者「役員等」に会計参与は含めない。

※監査範囲を会計に限定した監査役も「役員等」も含めない。

原則は、廃掃法上は役員として取り扱わないとして、先の役員リストへの記載や住民票等証明書類の準備も不要とされています。平成 30 年には環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長が発出した通知で、「定款の定めにより監査の範囲を会計に関するものに限定された監査役」も該当しないとされ、一部の監査役も会計参与と同様、欠格要件の対象から外れることとなりました。

ところが、令和 3 年 4 月以降、北陸の一部で会計参与も廃掃法上の「役員等」に含める、と取り扱いが変わり、許可申請時に会計参与の記載や証明書の添付を求められるようになりました。

法令は全国一律でも、審査基準や取り扱いは行政によって異なります。

不要と思っていた会計参与の証明書類を申請後に求められビックリ！慌てて身元調査！！なんてことにならないためにも行政ごとにしっかり事前確認が必要ですね。

事業承継、M&Aと許認可

事前認可が必要です。

分割後はアウト！事前の認可！

許認可の譲渡・譲受など

「会社買おうと思うけど、許可を受け継ぎたい」とか「会社分割したんだけど、前の許可をそれぞれに継承させたい」などのご相談があります。許可によっては譲り渡すことができるので許認可の空白期間を無くすことができます。

運送業許可 ～営業所・車庫、トラックもそのまま譲渡譲受～

「譲渡譲受認可申請」を行います。また、事業の合併や分割は、「合併、分割認可申請」になります。それぞれ、許可を持っていない事業者が存続する場合は、法令試験に合格する必要があります。認可が下りる前に合併、分割、譲渡譲受の登記はできません。認可が下りるのは申請を提出しておよそ3ヶ月はかかります。そうすると予定していた日からの営業ができないので大きな損害が出てしまうので注意が必要です。

建設業許可 ～譲渡・譲受、合併、分割ができます～

建設業許可も2020年10月から譲渡及び譲受などができるようになりました。また経営事項審査も引き継いで受審することができます。「申請前の行政へ事前相談」が必須です。大臣許可では4か月以上、知事許可では3か月以上前に相談が必要です。

風営法 ～譲渡・譲受ができます～

事前に譲渡・譲受の認可を受ければ、以前の許可要件もそのまま引き継げます。保護対象施設からの距離も安心ですね。何より休業なく、営業しながら許可が引き継げるのが一番です。

産廃業 ～業許可は譲渡・譲受できない～

譲渡と譲受が別法人である以上、業許可を引き継ぐことはできません。譲受会社で新規許可申請が必要です。

合併、分割、譲渡譲受の話が出ましたらまずは牟田事務所にご連絡を！！

出張封印 大好評！！

引越した場合や車を購入したとき、運送業で営業所の新設・移転により配置車両を入れ替える時など、ナンバーが変わるときには車を運輸支局に持ち込み、新しいナンバーに封印を取り付けて貰わなければなりません。でも、「出張封印」なら大丈夫！

日本全国どこでも対応

日本全国に車専門の行政書士の仲間がいます♡

例えば、「九州に住んでいる息子に車を譲りたい！」「名古屋で使用しているトラックを横浜の営業所で使用したい！」なんて時も全国各地の“車に関するプロフェッショナル行政書士”が取得したナンバーと封印を牟田事務所が駐車場まで取付けに伺います。

車で陸送する手間や費用や時間を大幅に削減でき、知らない業者が車に触ることがないので安心です。

全国の車庫証明から登録、封印まで牟田事務所にお任せください！！

